

公益財団法人北九州国際交流協会インターンシップ実施要領

(目的)

第1条 本要領は、北九州地域の高校、専門学校、短期大学、大学及び大学院（以下「教育機関」という。）の学生等が、国際交流に関する就業体験の機会を通して、職業意識の向上及び多文化共生の理解を深めることを目的とするインターンシップに関して必要事項を定める。

(対象者)

第2条 公益財団法人北九州国際交流協会（以下「協会」という。）がインターンシップを受入れる学生等は、協会の事業方針に賛同し、且つ協定を締結した教育機関に属し、教育機関からの推薦があった者とする。

(実施期間及び実施時期)

第3条 実施期間は3日間、9時から17時を原則とする。実施時期は、学生の春季・夏季休暇期間中に行うものとする。ただし、協会の開催するイベント等の実施時期に合わせた受入れを妨げない。

(受入手続)

第4条 インターンシップの募集は、協会のホームページにより告知するものとする。

- 2 教育機関は、協会が指定する方法により必要書類を提出し、協会は、受入の可否を決定のうえ、教育機関に通知する。

(経費等)

第5条 インターンシップの決定した学生等（以下「実習生」という。）の受入れに要する経費は無償とする。

- 2 協会は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費その他の一切の費用を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、教育機関の学生としての身分を保有したまま受け入れるものとし、協会職員としての身分は有しない。

(実習専念及び法令遵守義務)

第7条 実習生は、実習期間中、実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、関係法令及び規則等を遵守し、実習の実施に必要な協会職員の指示に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 実習生は、協会の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

- 2 実習生は、実習期間中、協会ならびに訪問者等へ不快な感じを与えることのない服装と身だしなみで実習を受けなければならない。

(秘密保持の義務)

第9条 実習生は、実習期間中及び実習期間終了後、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 実習生は、実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ協会の承諾を得なければならない。

(実習中における事故責任等)

第10条 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険の加入に努めるものとする。

- 2 実習生が、第7条から前条までに定める事項に違反したこと等により、協会に損害が生じたときは、教育機関は実習生と連携し、賠償する責任を負うものとする。
- 3 実習生が第三者に与えた損害に関しては、協会は一切の責任を負わない。

(災害補償等)

第11条 実習生の協会における実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、協会はその責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第12条 実習生は、本要領を遵守することを誓約するため、協会が定める誓約書を実習前までに提出しなければならない。

- 2 実習生は、協会からインターンシップの感想や提言等について求めがあったときは、協会が定める様式にて、実習期間終了後速やかに提出しなければならない。

(実習の中止又は変更)

第13条 協会は、実習生が本要領の規定に違反する行為を行ったとき又は信義に反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、協会は教育機関にその旨通知するものとする。

- 2 協会は、台風等の天候不順や天災、または感染症拡大等により、実習の運営ができないと判断したとき又は防災対応等のため公務執行上緊急を要すると判断したときは、実習生の実習を中止又は変更することができる。この場合、協会は実習生に速やかに通知するものとする。

(重要事項の通知)

第14条 教育機関は、実習生に関する身分、その他重要な事項について変更があった場合、速やかに協会に通知しなければならない。

(実習の報告)

第15条 協会は、実習生の実習内容について、実施報告書をもって教育機関へ報告するものとする。

(委任)

第16条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は協会理事長が定めるものとする。

(附則)

本要領は、令和4年4月1日から施行する。